

大阪府における流入車対策のあり方について

目的：二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準のより早期かつ確実な達成

現 状

自動車NOx・PM法に基づく対策の推進

大阪府自動車NOx・PM総量削減計画（平成15年7月策定）

- ・ 地域：対策地域（大阪市等37市町の地域）が対象
- ・ 目標：平成22年度末までに環境基準を達成
- ・ 対策：自動車単体規制、車種規制、低公害車の普及、事業者指導等

自動車NOx・PM法に基づく車種規制（平成14年10月～）

本府を含む全国8都府県の対策地域のトラック・バス等

- | | |
|-------|---|
| 新規登録車 | 排出ガス基準に適合している車のみ可能 |
| 使用過程車 | 排出ガス基準に適合していない車は、一定の猶予期間経過後は、車検証が交付されない |

大気環境（二酸化窒素・浮遊粒子状物質）の状況

環境濃度の平均値	平成9年度以降、低減傾向
環境基準の達成状況	環境基準未達成局数は減少傾向

大阪府自動車NOx・PM総量削減計画の中間評価

計画は着実に進捗。目標は達成できる見込み。
目標の早期達成のためには、「流入車への対応」、「事業者指導の充実」等が今後の課題

課題・問題点

対策地域の外での平均使用年数が長くなり、対策地域内外での格差が増大

大阪府域の営業用貨物車保有台数は減少傾向だが、隣接府県で増加傾向

対策地域外での車種規制適合車への代替遅れ及び大阪府域に流入する車種規制非適合車の割合の増加により、流入車からの排ガスの負荷割合が増大しており、無視できない状況

対 策

荷主等・旅行者、運送事業者及び施設管理者の連携を促す仕組みを構築

- 府内の荷主等・旅行者
 - ・ 対策地域内を発着地とする貨物又は旅客の運送に使用するトラック又はバスへの車種規制適合車等の使用の指示及び使用状況の確認を義務付け
 - ・ 一定規模以上の荷主等・旅行者に対し、知事への措置状況等の報告を義務付け

貨物又は旅客を運送する者（運送事業者）

- ・ 対策地域内を発着地とする運行への車種規制適合車等の使用を義務付け
- ・ 府内の一定規模以上の運送事業者に対し、知事への措置状況等の報告を義務付け

府内（対策地域内）の施設管理者

- 多数のトラック・バスが集中する施設
 - ・ 車種規制適合車等の使用についての周知を義務付け

府及び市町村による取組み

- ・ 車種規制適合車等の使用
- ・ 契約（工事、物品購入等）での車種規制適合車等の使用の指示
- ・ 管理施設における周知

ステッカー制度の導入

- ・ 車種規制適合車等を容易に識別するための仕組みの整備

実効性の確保

- ・ 罰則を含む一定の担保措置

効 果

窒素酸化物排出量	： 460 t 削減
	（流入車対策：未実施16,380t 実施15,920t）
粒子状物質排出量	： 94 t 削減
	（流入車対策：未実施 740t 実施 646t）

府域の大気環境の現状

二酸化窒素濃度と浮遊粒子状物質濃度は改善傾向。

二酸化窒素 (NO2)

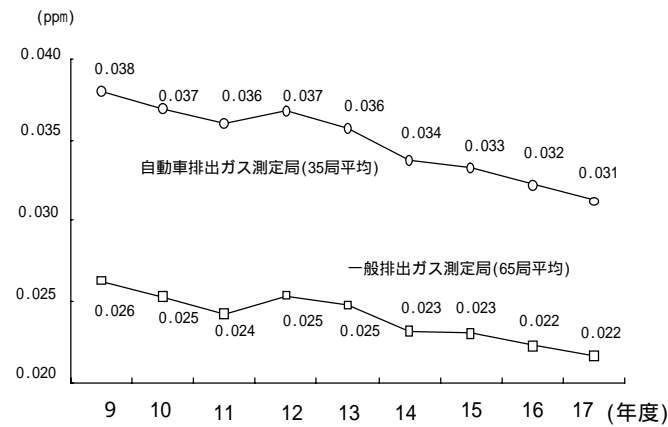
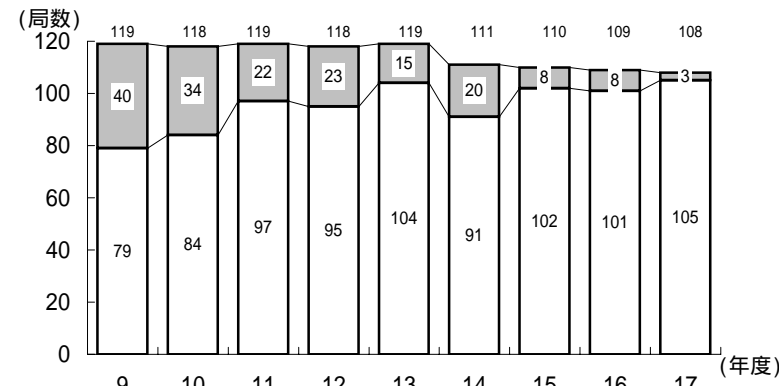


図1 二酸化窒素濃度の年平均値の推移



■ 日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えた測定局数 (環境基準非達成局)
 □ 日平均値の年間98%値が0.06ppm以下の測定局数 (環境基準達成局)

図2 二酸化窒素濃度の環境基準達成状況の推移

浮遊粒子状物質 (SPM)

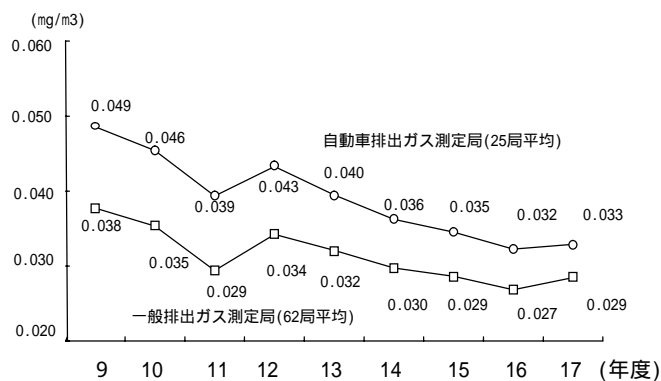
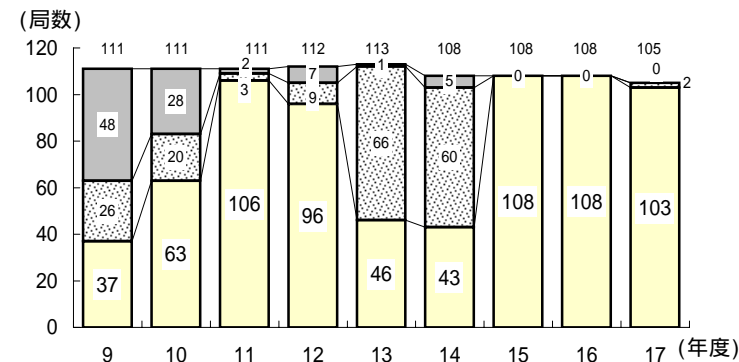


図3 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の推移



■ 日平均値の2%除外値が0.10mg/m3を超えた測定局数 (環境基準非達成局)
 □ 日平均値の2%除外値が0.10mg/m3以下で、日平均値が0.10mg/m3を超えた日が2日以上連続したことがある測定局数 (環境基準非達成局)
 □ 日平均値の2%除外値が0.10mg/m3以下で、日平均値が0.10mg/m3を超えた日が2日以上連続したことがない測定局数 (環境基準達成局)

図4 浮遊粒子状物質濃度の環境基準達成状況の推移

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NOx・PM法)

自動車交通が集中し、大気汚染防止法等の既存の対策のみでは環境基準の確保が困難な地域を対象とした特別な規制を行うため制定。(自動車NOx法を平成13年6月改正)

自動車NOx・PM法の対策地域

- ・ 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県の276市町村を指定(平成13年12月施行)。
- ・ 大阪府は、37市町が指定され、6町村(能勢町、豊能町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村)が対策地域外。(右図参照)

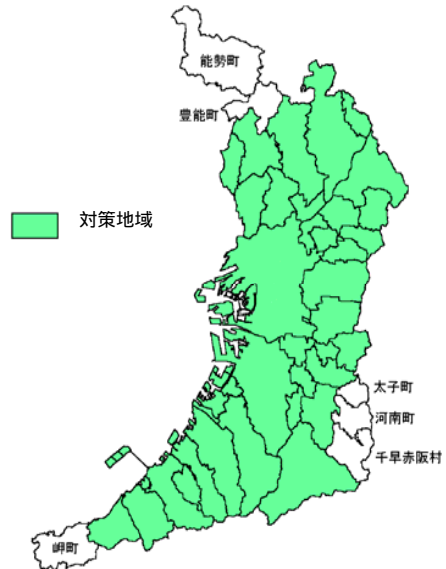


図5 府域の対策地域(網掛け部分)

自動車NOx・PM法による車種規制

法の対策地域内において登録されている自動車(トラック・バス、ディーゼル乗用車など)に対する規制(平成14年10月施行)

NOx、PMの排出基準に適合しない車は、一定の猶予期間を過ぎると、対策地域内において車検証の交付が受けられない。(車検制度により担保)

表1 車種別の猶予期間(初度登録からの年数)

車種	猶予年数
ディーゼル乗用車	9年
普通トラック	9年
小型トラック	8年
大型バス	12年
マイクロバス	10年
特種自動車	10年

「大阪府自動車NOx・PM総量削減計画」(平成15年7月策定)

自動車NOx・PM法に基づき、公害対策会議の議を経て環境大臣の同意を得、策定。「総量削減基本方針」(平成14年4月閣議決定)を踏まえ、平成22年度までの目標及び目標達成のための方途を定めた。

目標:平成22年度までに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準を達成すること
 そのために削減すべき窒素酸化物及び粒子状物質の排出量の目標を設定

平成17年度の間評価(平成18年1月、府とりまとめ):

- ・ 計画は着実に進捗。大気環境は改善傾向。目標は達成する見込み。
- ・ 目標の早期達成のためには、「流入車への対応」、「事業者指導の充実」等が今後の課題

流入車対策が求められる背景

対策地域内外で使用年数の格差が拡大傾向

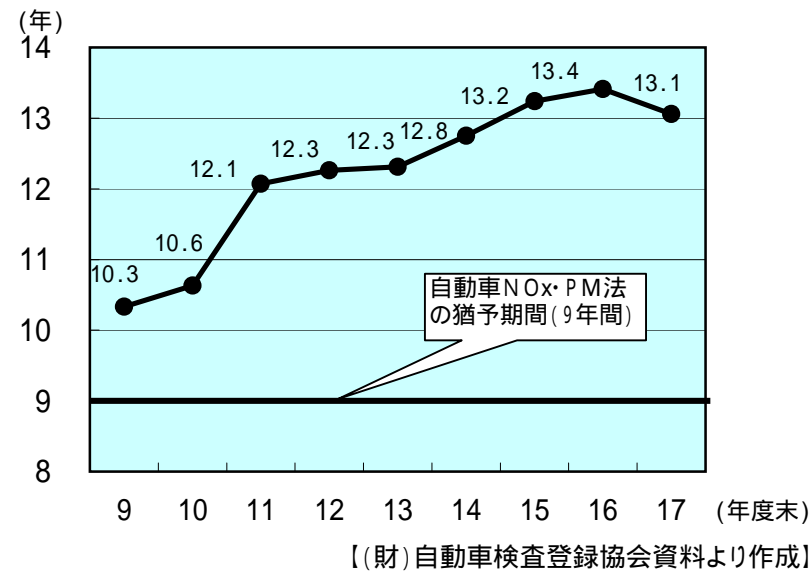


図1 普通貨物車の平均使用年数の推移(全国)

周辺地域で営業用貨物車の保有台数が増加傾向

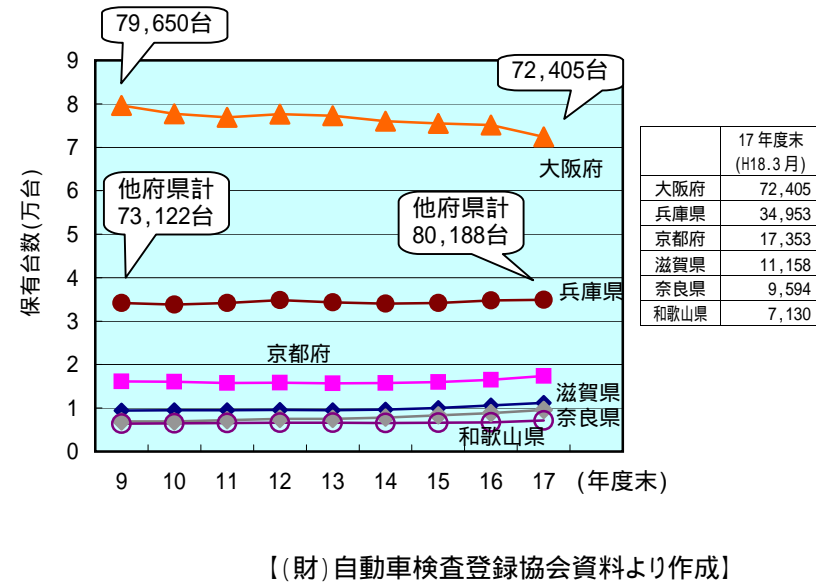


図2 近畿府県別営業用貨物車保有台数の増減状況

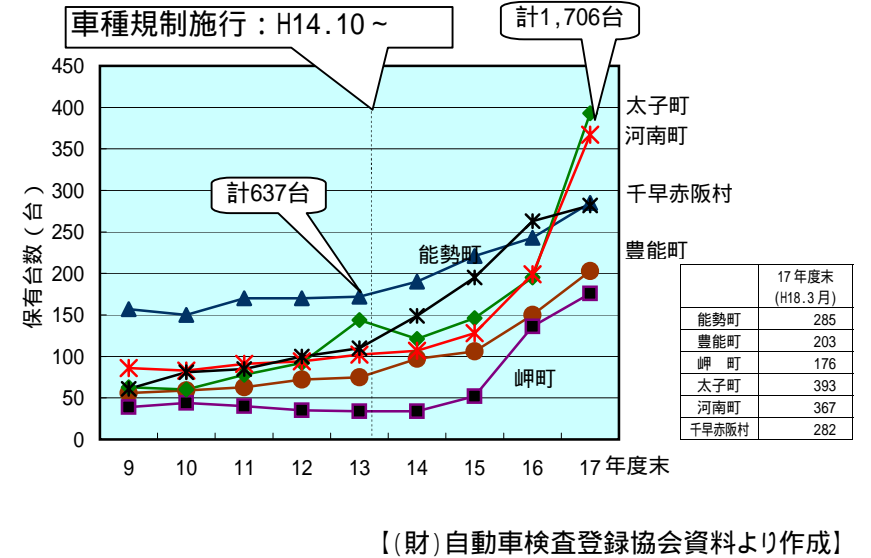


図3 6町村における営業用貨物車保有台数の増減状況

流入車による排ガス負荷の割合が増大傾向

(流入車の非適合割合は微増傾向)

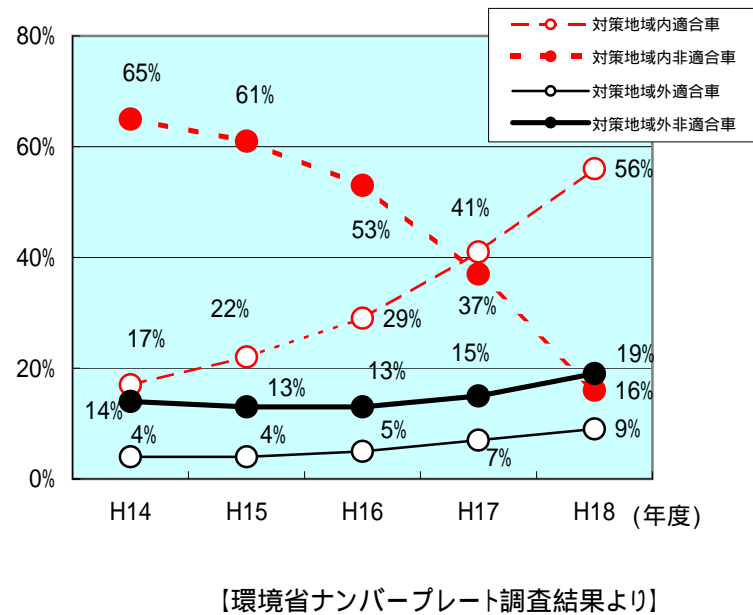


図4 対策地域内外における適合割合の推移

(黒煙を出す車が流入車である割合は増加傾向)

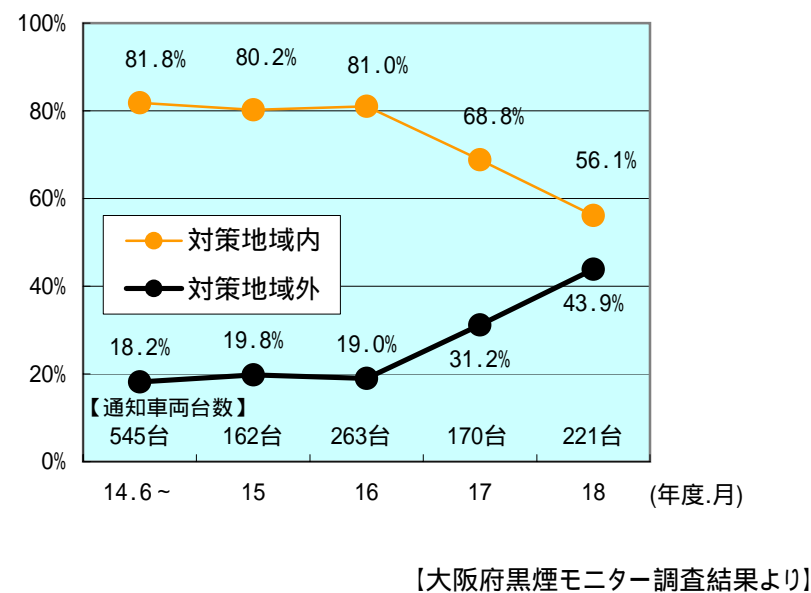
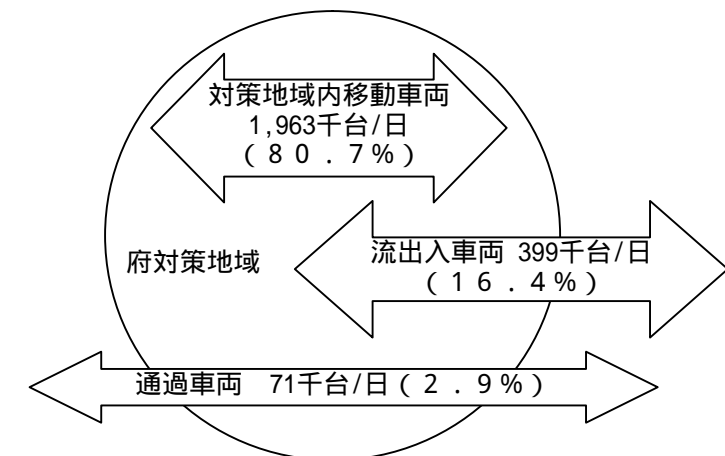


図5 黒煙を排出する流入車の割合

(参考) 対策地域内を発着・通過するトラック・バスの実態



【平成11年度全国道路交通センサスより】

対策地域外では

車種規制適合車への代替が遅れている。
平成8年以前の排ガス中のNOx・PM量が多い自動車が多数残っている。

図1 年次別登録台数比率の推移(大阪府)

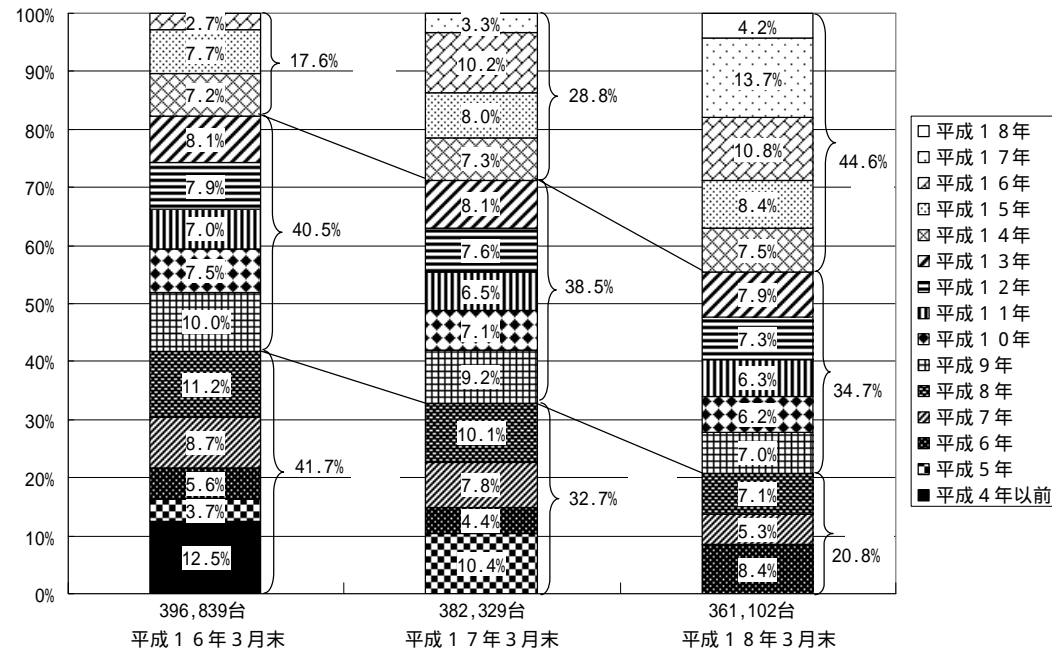


図2 年次別登録台数比率の推移(京都府、奈良県、和歌山県の合計)

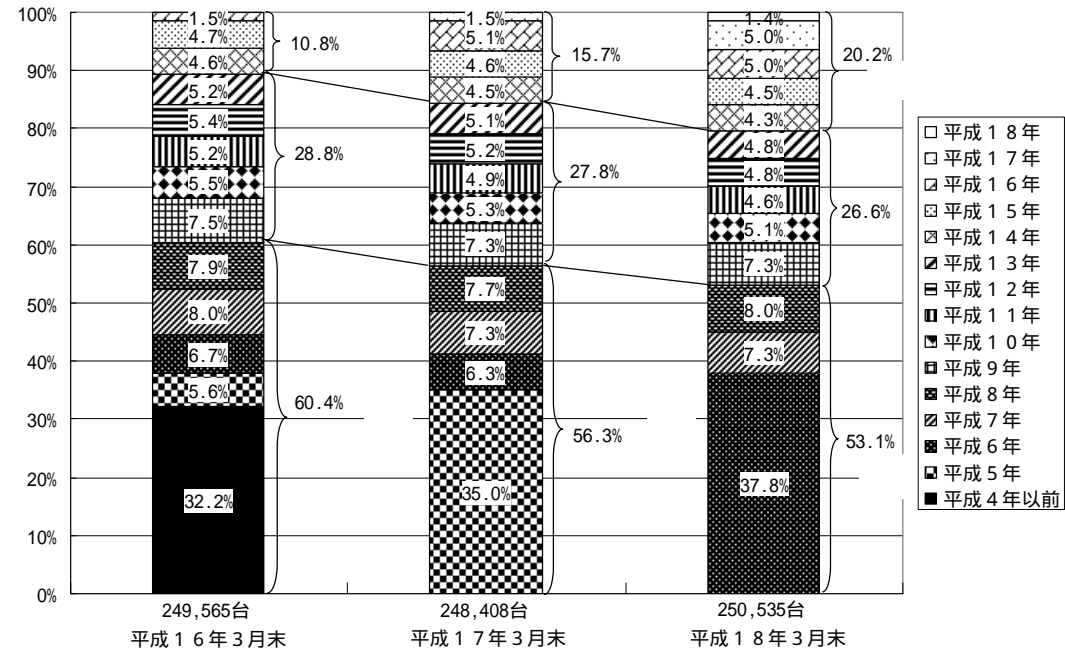
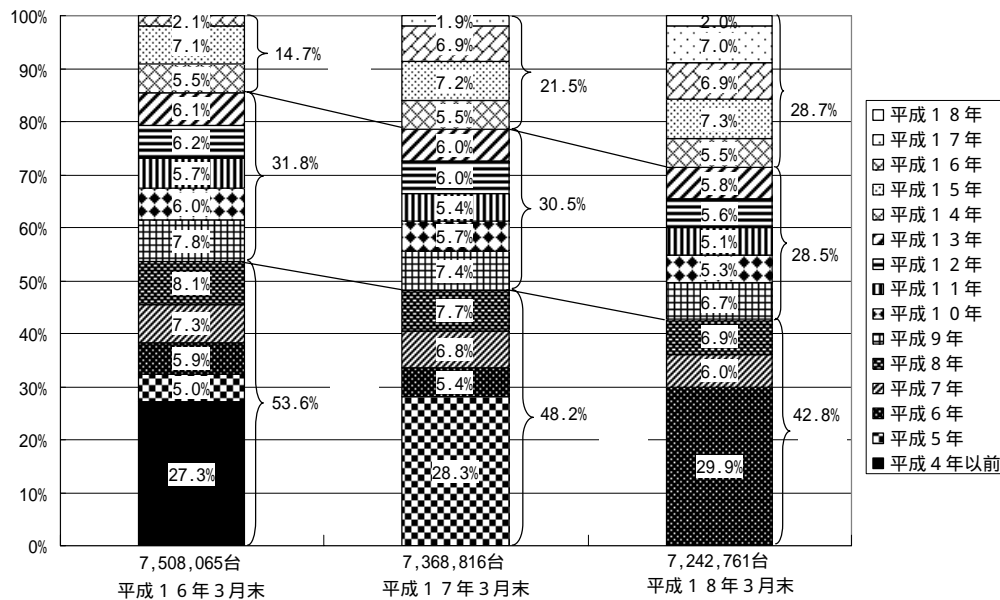


図3 年次別登録台数比率の推移(全国合計)



は、改正自動車NOx・PM法が施行された平成14年以降に初度登録された自動車の割合である。
(対策地域内では、そのすべてが車種規制適合車である。)

は、平成8年以前に初度登録された自動車の割合であり、その大多数は短期規制(平成6年実施)以前の排ガス規制に適合するものである。
(PM規制が開始される以前の規制に対応するものであり、NOx及びPM排出量が多い。)

〔図1～3の注〕
1 集計の対象は、普通貨物、小型貨物、普通乗合、小型乗合の4区分(普通乗用と特種の2区分は除外)
2 平成17年3月末の「平成5年」には、「平成4年以前」を含む。
3 平成18年3月末の「平成6年」には、「平成5年」と「平成4年以前」を含む。

〔出典〕
財団法人自動車検査登録協力会 『初度登録年別 自動車保有車両数』
平成16年11月、平成17年11月、平成18年11月

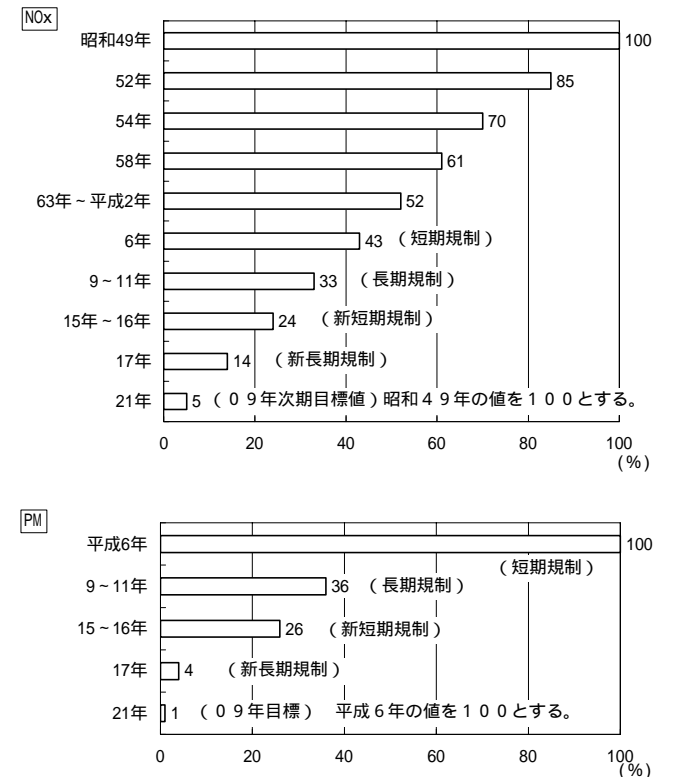


図4 ディーゼル重量車規制強化の推移

流入車対策の枠組み

流入車対策に係る荷主等・運送事業者・施設管理者の連携を促す仕組みを構築

荷主等

対象者：
府域で、自らの貨物を運送（自ら運送する場合を含む。）させる者
府域で、購入した物品を運送させる者

求める事項：
対策地域内を発着地とする貨物を運送するトラックへの車種規制適合車等の使用を指示し、その使用を確認すること

特定荷主等

対象者：
自らの貨物を、継続的に又は反復して、運送（自ら運送する場合を含む。）させる荷主等であって、資本金の額等が3億円を超え、かつ、府の区域内に延べ面積が1万㎡を超える建物又は面積が3万㎡を超える敷地を有する事業所を有する者

求める事項：
貨物の運送への車種規制適合車等の使用（他の者に委託して行うものを含む。）の指示及び確認結果の概要を知事に毎年報告

旅行業者

対象者：
府域で、旅行業を営む者

求める事項：
対策地域内を発着地とする旅客を運送するバスへの車種規制適合車等の使用を指示し、その使用を確認すること

特定旅行業者

対象者：
第一種旅行業を営む者であって、府域に営業所を有するもの

求める事項：
旅客の運送への車種規制適合車等の使用（他の者に委託して行うものを含む。）の指示及び確認結果の概要を知事に毎年報告

運送の委託（車種規制適合車等の使用）

貨物又は旅客を運送する者

対象者：
トラック又はバス等を使用して対策地域内を発着地とする運行を行う者（運送事業者以外の者も含む。）

求める事項：
トラック又はバス等を使用して対策地域内を発着地とする運行を行う際の車種規制適合車等の使用

特定運送事業者

対象者：
府内に使用の本拠を有するトラック及びバスを30台以上使用する事業者
府内に事業所を有する第一種貨物利用運送事業者であって、資本金の額等が3億円を超える者

求める事項：
車種規制適合車等を使用するための措置（他の者に委託して行うものを含む。）及び措置の実施状況の概要を知事に毎年報告

施設への貨物又は旅客の運送

車種規制適合車等による運送の周知

施設管理者

対象者：
・重要港湾、
・第一種空港、
・鉄道貨物ターミナル、
・一般自動車ターミナル、
・中央卸売市場
次に掲げる施設等で一定規模以上のもの
・営業倉庫、
・公有水面の埋立地、
・観光施設、
・興行場、
・会議場・展示場・見本市場、等

求める事項：
トラック又はバスを使用して貨物又は旅客を運送しようとする者に対して、車種規制適合車等の使用を周知

車種規制適合車を容易に識別する仕組みの整備（ステッカー制度等）